

重要

補償制度詳細

令和2年度用
横浜市立東戸塚小学校
PTA会長
学校

本校PTA会員が、令和2年度に自動的に加入する補償制度です。

名称	【横浜市P連】 PTA団体傷害保険（団体加入）		
申込者	東戸塚小学校PTA（PTA会費より自動的に支払）		
補償期間	令和2年4月1日(午前0時)～令和3年4月1日(午後4時)		
補償対象	PTA会員(保護者・教職員)およびその学校に通学する児童・生徒 PTA会員の同居の親族 PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方 (PTA行事に参加するボランティア等)		
補償範囲	日本国内において、PTAが主催・共催するPTA活動に参加中に、 急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガや死亡 (細菌性食中毒・熱中症による身体の障害も含む)		
補償内容・金額	傷害補償 (自分が怪我をした)	死亡 後遺障害 入院日額 ※ 通院日額 ※	175.3万円 約7万円～175.3万円 (※障害の程度によって) 2,620円 1,740円 (※それぞれ1日目から)
主な特徴	一年毎に加入		